

概要版

しぶや  
いきいき  
あんしん  
プラン

第 8 期

渋谷区高齢者保健福祉計画  
及び介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和3年3月

渋谷区



# 第一部 計画の基盤

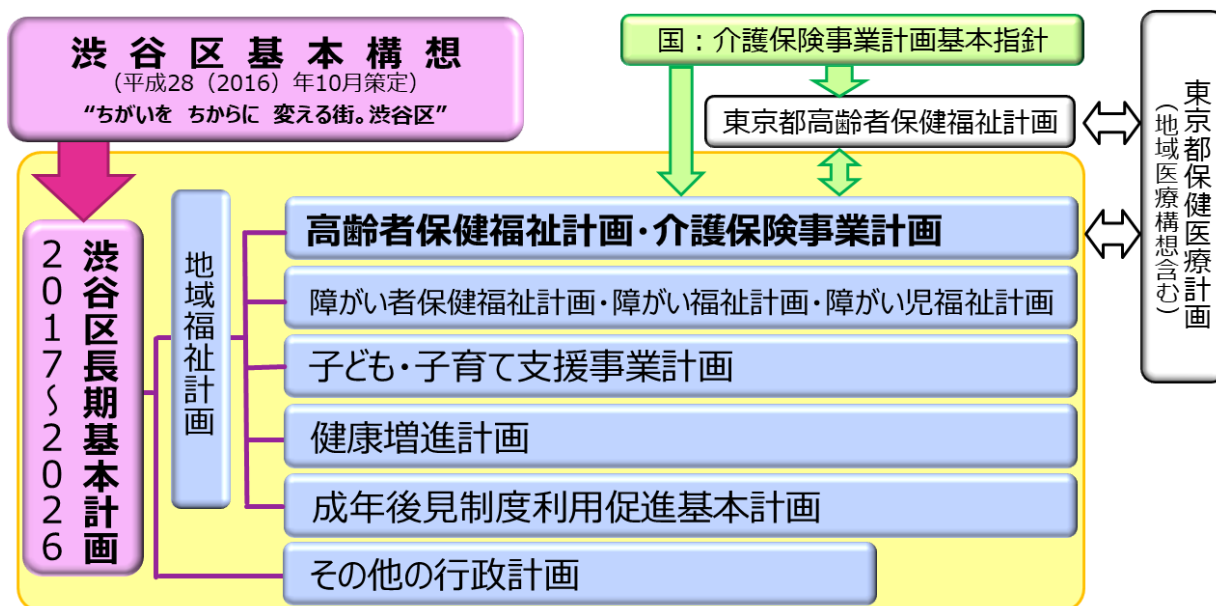
## 計画の基本的な考え方

### ●計画の性格と位置付け

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8の規定を、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定を根拠として定めるものです。両計画は、根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有しており、双方の整合性を保ちながら推進していくために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものです。

本計画は、国や都の高齢者施策や計画等と整合性を図りながら、「渋谷区長期基本計画 2017-2026」が掲げる理念や目標をもとに、渋谷区における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的施策等を示したものです。

#### ■他の計画との関係



### ●計画期間

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の3年間

### ●計画策定の目的

「団塊の世代」が75歳以上になる令和7(2025)年だけでなく、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造が変化し、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年までを見通した上で、施策の展開を図る必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会情勢の変化は、住民生活にも大きな影響を与え、新たな課題も生まれてきました。

第8期計画は、このような課題や高齢者を取り巻く社会情勢の変化を見極めながら、人口構造が大きく変化する2025年・2040年を念頭に、地域の中長期的ニーズを見据え、高齢者一人ひとりが必要な支援や介護サービスを受けることができ、いつまでも安心して暮らしていける地域を目指し、策定するものです。

### ●計画策定のための取組

○区民参加による意見の反映

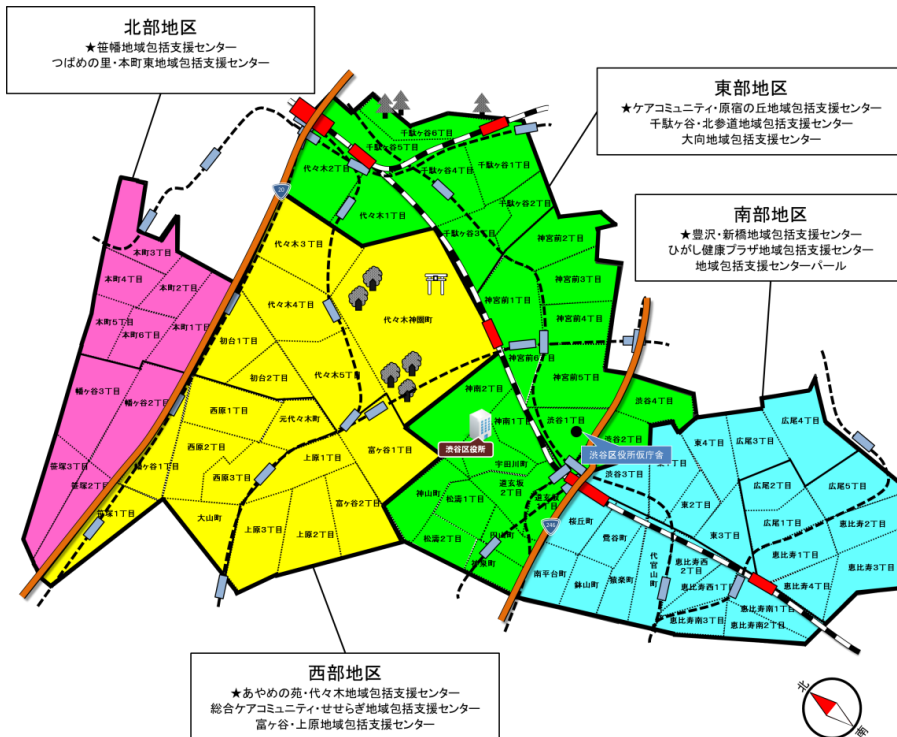
①「中間のまとめ」に関する説明会 ②パブリック・コメント制度による意見募集

○各種調査の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査 ③「介護サービス事業所調査」

# 日常生活圏域

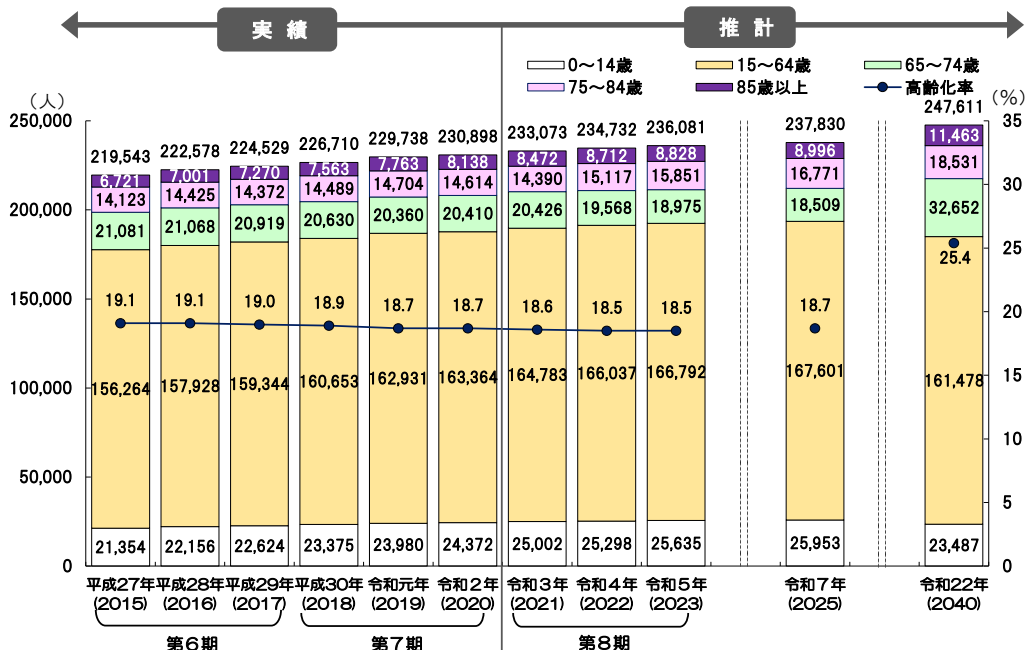
区では、区民の身近な地域に根ざした高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を推進・展開していくために、地域包括支援センターを11地区体制とし、日常生活圏域を「東部地区」、「西部地区」、「南部地区」、「北部地区」の下図のとおり4圏域としています。また、日常生活圏域ごとに機能強化型地域包括支援センターを4か所設置しています。(★印=機能強化型地域包括支援センター)



※令和3(2021)年4月1日地域包括支援センターパールは、恵比寿西二丁目地域包括支援センターへ  
令和3(2021)年5月1日大向地域包括支援センターは、かなみの杜・渋谷地域包括支援センターへ移転予定

## 高齢者人口等の推移・推計

渋谷区の総人口は増加傾向にあり、65歳以上の高齢者人口も増加していますが、15～64歳人口の増加幅が大きく、高齢化率は低下傾向でした。第8期計画期間にあたる令和3(2021)年度～令和5(2023)年度、そして、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年は、15歳～64歳人口の増加幅がやや弱まり、高齢化率は現在の水準を維持していくと見込んでいます。



## 第二部 計画の骨子

### 計画の基本理念等

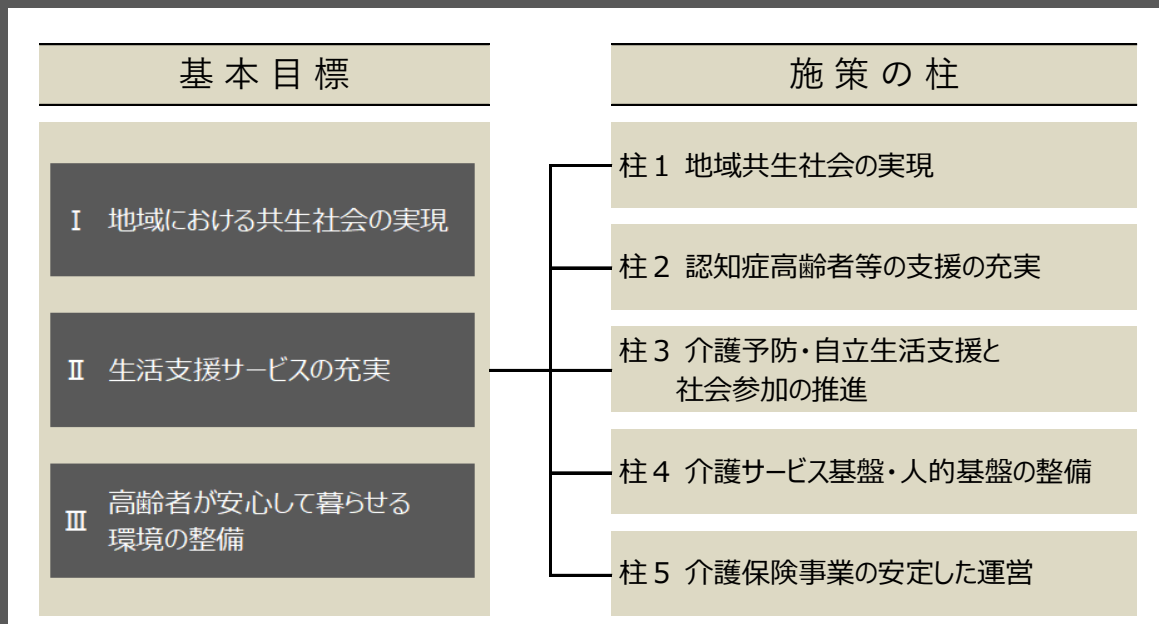
団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22(2040)年に向けて、超高齢社会をより活力あふれるものとしていくためには、すべての高齢者が生涯にわたって、住み慣れた住まいや地域において「いきいきと、あんしんして、ともにささえあい」ながら、生きがいを持って暮らし続けるとともに、積極的に社会参加しながら、主体的に活躍できる地域社会を目指すことが必要です。

第 7 期計画まで「いきいき、あんしん、ささえあいのまちづくり」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、区と区民、両者の取り組むべき姿勢を示すとともに、施策の展開を図ってきました。

第 8 期計画でも、基本指針の考え方や計画の継続性の観点から、引き続きこの基本理念を継承します。そして、区の上位計画である「渋谷区長期基本計画 2017-2026」が掲げる理念や目標を踏まえ、中長期的な視点から取り組むべき基本目標として 3 つの目標を掲げ、積極的に取り組みます。

また、第 8 期計画の「基本理念」及び「基本目標」の実現に向けては、渋谷区の高齢者を取り巻く社会情勢を見極めながら、新たな課題に対応していくため、区の目指す高齢者像、これまでの福祉の基盤整備状況、高齢者保健福祉施策の進捗状況及び介護保険事業の運営状況等、様々な要素を総合的に勘案した上で、「基本的考え方」に沿って、区が取り組むべき施策を検討し整理しました。

#### ■基本理念 いきいき、あんしん、ささえあいのまちづくり



#### ■計画全体に関する成果指標

指標	現状(令和元年度)	目標(令和5年度)
①健康寿命(平均自立期間 <sup>※</sup> )の延伸	男性 80.6歳 女性 85.1歳	男性 81.1歳 女性 85.6歳
②75歳以上高齢者における介護・支援を要しない方の増加	65.64%	66.00%

※健康寿命：国保データベース(KDB)システムによる平均自立期間(要介護 2 以上を「不健康」、それ以外を「健康」と定義)

## 第三部 施策の展開

### 施策の展開（新規・拡充施策より一部抜粋）

第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間中に、「基本理念」及び「基本目標」の実現に向けて区が取り組むべき施策（事業）を、5つの柱ごとにまとめています。

#### 施策の柱 1 地域共生社会の実現

##### 重点的な取組

地域共生に向けた取組の推進

##### 目指す姿

生活上の課題を抱える区民が包括的な支援を受けられる地域

#### （1）地域包括支援体制の充実

高齢者や障がい者等を含めた区民が、地域の中で安心して共生していけるよう、地域包括支援体制構築のための中核的な役割を果たす地域包括支援センターの相談窓口機能をさらに充実します。重層的支援体制整備事業の実施も視野に入れ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築を推進します。

##### 〈新規〉包括的な相談支援体制の構築

令和5年度に障がい分野を含めた相談窓口を各圏域にある機能強化型地域包括支援センターに設置し、複合化したニーズに対応します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
検討	検討	設置

担当部署：福祉部高齢者福祉課、障がい者福祉課

##### 〈拡充〉生活支援コーディネーター及び協議体の充実

生活支援コーディネーターを活用し、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を継続して行います。また、基盤整備に向けて、世代や属性を超えた多様なサービス提供主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」としての協議体を令和5年度までに計11か所設置することを目標とし、より地域に根差した体制整備を進めます。

年次計画		
生活支援コーディネーターの増員・第2層協議体 <sup>*</sup> の設置数		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
2人	2人	4人
4か所	8か所	11か所

担当部署：福祉部高齢者福祉課サービス事業係

<sup>\*</sup>第2層協議体：地域包括支援センターの地区割りを単位とした協議体で、第1層協議体は渋谷区全域を対象とした協議体

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療に関する相談窓口において、高齢者やその家族から相談を受け付け、関係機関・多職種と連携して、必要な支援を行います。

### 〈新規〉在宅医療・介護連携推進コーディネーター（仮称）の設置

各地域包括支援センターのアドバイザーとして在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、地域包括支援センターからの在宅医療・介護に関する相談に対して、アドバイスや必要な支援を行います。また、在宅医療に関する多職種研修会の開催や普及啓発に取り組みます。

年次計画		
勉強会開催回数		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
年 4 回	年 11 回	年 11 回
多職種研修会開催回数		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
年 1 回	年 1 回	年 1 回

担当部署：福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係

## (3) 権利擁護の推進

権利擁護会議の開催や緊急一時保護の実施等により虐待の発生を防ぐとともに、成年後見制度やあんしんサービス等による支援により、認知症高齢者等に対する人権や権利を擁護する相談・支援体制の充実を図ります。今後の利用者の増加に向け、生活に密着したより使いやすい制度運営に努めていきます。

## (4) バリアフリーの推進

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画における渋谷駅周辺地区の公共交通機関、建築物、道路、公園等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

## (5) 多世代交流の推進

高齢者だけでなく子育て世代や児童、生徒を交えて多世代が垣根なく交流ができる居場所をつくり、どの世代においても社会からの孤立を防ぎます。年齢で区別しない多世代に渡った交流によって地域のつながりを強化します。

## 施策の柱 2 認知症高齢者等の支援の充実

<b>重点的な取組</b>	本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援
<b>目指す姿</b>	認知症になっても安心して日常生活を送ることができる地域

### (1) 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施

認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状態に応じて、活用ができる社会資源についてまとめた冊子「ものわすれのしおり」(認知症ケアパス)を配布することにより認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を図るとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、認知症の進行状況に応じた多様な支援の流れを区民に周知していきます。

#### 〈新規〉認知症予防プログラムの実施

認知症検診の結果、MCI(軽度認知障害)と判定された人等、認知症に関する備えを必要とする人に対して、認知症予防に効果があると言われる運動、知的活動、コミュニケーションを組み合わせたプログラムを実施します。

年次計画		
認知症予防プログラムの参加人数		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
検討	55 人	55 人

担当部署：福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係

### (2) 認知症の早期発見・早期対応できる仕組みの充実

認知症の早期発見、早期対応のため、地域の医療・介護等の社会資源を活用した支援を実施します。

また、MCIや認知症初期の状態からできる限り早く支援が開始できるよう、潜在している対象者の把握及び支援体制の構築のために、認知症検診を実施します。

#### 〈新規〉認知症検診の実施

認知機能をセルフチェックできるシートを送付し、一定以下の結果が出た方のうち、希望される方に対して指定された医療機関で認知機能検査を実施します。検診実施後、地域包括支援センター等が中心となって、かかりつけ医への情報提供や専門医への受診勧奨、その他の医療や介護、地域資源へのマッチング等、本人のニーズに寄り添った支援を実施します。

年次計画		
認知症検診の受診人数		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
検討	110 人	110 人

担当部署：福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係



### (3) 認知症の啓発事業の充実

認知症の本人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域での認知症の理解の深化が不可欠です。そのため、認知症フォーラムや認知症サポーター養成講座等を継続的に実施し、地域住民、企業、各種団体等に働きかけながら正しい知識や情報の普及啓発を行います。

#### 〈新規〉本人ミーティングの開催

認知症カフェや介護施設等に働きかけ、認知症の本人やその家族の参加を募り、認知症に関する普及啓発イベント等の際に、本人ミーティングを開催します。そこで、本人が主体となって、自らの体験や希望、必要としていること等を語り合います。

年次計画		
本人ミーティングの参加人数		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
検討	50人	50人

担当部署：福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係

### (4) 認知症高齢者、家族等の支援

機能強化型地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心になり、認知症の本人や家族の相談支援を実施します。

#### 〈新規〉チームオレンジの構築

研修を受けた認知症サポーター等が支援チームを作り、地域における認知症高齢者等のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを構築します。

年次計画		
チームオレンジの設置とチーム員数		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
検討	検討	設置・60人

担当部署：福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係

## 施策の柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

<b>重点的な取組 1</b>	住民主体による通いの場の活動支援
<b>目指す姿</b>	高齢者の自分らしさ、生きがいづくりを支援する地域
<b>重点的な取組 2</b>	新しい生活様式に適した社会参加の支援
<b>目指す姿</b>	インターネットの活用により社会とのつながりを生み、孤立化を防止

### (1) 介護予防施策の充実

「介護予防」とは、健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないようにすることです。また、介護が必要になった場合に、介護度を維持・改善していくことも介護予防です。

地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者を取り巻く環境も含めたアプローチを実施していきます。

#### 〈新規〉通いの場づくりの支援

地域づくりによる介護予防を推進するため、新型コロナウイルス感染症防止対策等、安全に通いの場を開催するための方策を含め、介護予防・フレイル予防の視点を踏まえた通いの場の立上げ及び活動の活性化を支援する研修を実施します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
30 か所	60 か所	90 か所

担当部署：福祉部介護保険課介護総合事業係

#### 〈新規〉地域診断研究事業

通いの場への参加に関する住民ニーズや潜在的な担い手の量等に関して実態を調査し、阻害要因の分析と参加促進のための方策に向けた地域診断を実施します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
分析	検討	実施

担当部署：福祉部介護保険課総合事業係

#### 〈新規〉通いの場等へのリハビリテーション専門職派遣

通いの場をはじめとした地域における介護予防・フレイル予防活動の拡大・機能強化を図るため、リハビリテーション専門職を通いの場等へ派遣し、筋力・活動低下者に対して専門的観点からアドバイスや相談を行う等して、区と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実施	継続	継続

担当部署：福祉部介護保険課総合事業係

### 〈新規〉オンライン配信事業

感染症や災害等により外出が困難な場合にも、自宅にて健康維持のための活動ができるよう各事業について、オンラインによる配信を実施します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
新規	拡充	継続

担当部署：福祉部高齢者福祉課サービス事業係、介護保険課介護総合事業係

## (2) 健康づくりの支援

特定健診・保健指導等の各種保健事業により、高齢者の疾病予防、さらには介護予防を図っていきます。

### 〈新規〉高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくために、生活習慣病等の重症化の予防を目的とした個別支援(ハイリスクアプローチ)と、生活機能の低下の防止を目的とした通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)の双方を一体的に実施します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
検討	検討	実施

担当部署：区民部国民健康保険課、福祉部高齢者福祉課、介護保険課

## (3) 生活支援サービスの拡充

加齢により、耳の「聞こえ」のちからが衰えてきた高齢者に補聴器の購入に要する費用の一部助成をすることで、地域交流をサポートします。また、ひとり暮らし等高齢者の在宅生活を支援する住民参加型の家事援助やコミュニティバス等の移動支援のほか、介護保険のサービスだけでなく、これまで区民の評価の高かった区独自のサービスを継続していきます。

### 〈新規〉高齢者補聴器購入費助成事業

区内に住んでいる満65歳以上の要件を満たした高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
50人	50人	50人

担当部署：福祉部高齢者福祉課サービス事業係

## (4) 社会参加と生きがいつくりの支援

高齢者の社会参加を促進するために、スマートフォン等のデジタル機器に不慣れな高齢者をサポートするデジタル活用支援員制度の創設や高齢者デジタルデバインド解消事業により「新しい生活様式」に対応します。高齢者がデバイス(タブレット・スマートフォン等の情報端末)に慣れ親しみ、オンラインイベントへの参加や災害時の情報収集・発信ができるよう、企業と協力し、渋谷らしい取組を推進します。

### 〈新規〉高齢者デジタルデバインド解消事業

高齢者がコロナ禍での「新しい生活様式」の実践や孤立化防止、また災害時の情報収集・発信のためのツールとして ICT 機器は必要不可欠であり、近年問題となっている高齢者のデジタルデバインド(情報格差)を解消するため、デバイスの利用開始に対する支援を行います。

年次計画		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
検討・実証実施	実証実施	実証実施

担当部署：福祉部副参事(高齢者デジタルデバインド解消担当課長)、福祉部高齢者福祉課、経営企画部経営企画課

### 〈新規〉デジタル活用支援員制度

デジタル機器の操作に不慣れな高齢者の孤立化を防止するため、デジタル活用支援員制度を創設し、機器の初期設定や操作方法等の相談会・講座に育成した支援員を活用することにより、高齢者がデバイスに慣れ親しむ環境を提供します。

年次計画		
デジタル活用支援員の登録者数		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
100 人	150 人	200 人

担当部署：福祉部生涯活躍推進課地域人材育成主査

### 〈新規〉社会参加活動ポイント制度 ～ICT を活用した社会参加の仕組みづくり～

高齢者の社会参加を促すため、高齢者が介護予防事業やフレイル予防に資する通いの場や地域のサロン、会食会、ボランティア活動等に参加する場合に、活動に対するインセンティブとして ICT を活用したポイント制度を実施します。

年次計画		
令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
検討	検討	実施

担当部署：福祉部高齢者福祉課、介護保険課

### 〈拡充〉渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ

プレシニア世代からアクティブシニア世代までの人が、いつまでも楽しく元気に活躍し続けられるように、新たな好奇心の扉を開く学びの場である「渋谷ハチコウ大学」の講座の充実や、個人の経験や能力を活かすことのできる機会等を提供します。また、クラウドワーキング<sup>※1</sup>やプロボノ<sup>※2</sup>等をはじめとする多様な働き方を紹介するほか、区が実施しているさまざまな講座やイベント、地域で活動している団体情報をまとめて発信していきます。

担当部署：福祉部生涯活躍推進課生涯活躍推進係

※1 クラウドワーキング：インターネットを活用し、業務の受注から納品までをオンラインで行うことで、場所・時間を選ばずに働くこと  
 ※2 プロボノ：自らの専門知識・経験や保有しているスキルを提供して社会貢献すること

## 施策の柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

<b>重点的な取組 1</b>	介護人材の確保・定着・育成
<b>目指す姿</b>	介護サービスの安定的な提供と質の向上
<b>重点的な取組 2</b>	感染症発生時や災害時の取組
<b>目指す姿</b>	感染症発生時や災害時の高齢者の安全確保と支援の継続

### (1) 基盤整備（施設・居住系サービス、在宅（居宅）サービスの充実）

特別養護老人ホームについては、23区でトップレベルの整備率となっているものの、今後の要介護者の増加にも対応するため、区有地等における公設や民設での施設整備及び特別養護老人ホームの在宅・入所相互利用を進めていきます。また、経年劣化により老朽化した施設の修繕を計画的に進めます。

#### 〈新規〉特別養護老人ホーム（かなみの杜・渋谷）の開設

高齢者ケアセンターの建替えに伴い、令和3年5月に特別養護老人ホーム「かなみの杜・渋谷」（84床）を開設し、福祉サービスの充実を図ります。

担当部署：福祉部高齢者福祉課福祉計画係

#### ◆かなみの杜・渋谷イメージ図



#### 〈拡充〉認知症対応型デイサービス事業

在宅の認知症の要介護者等に、在宅サービスセンターにおいて、日常生活上の支援や機能訓練等を行うデイサービスを提供します。

年次計画		
「かなみの杜・渋谷」の認知症対応型デイサービスの利用率		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
50%	55%	60%

担当部署：福祉部高齢者福祉課福祉計画係

## (2) ICTやロボット技術等の活用の推進

ICTとは、「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのことです。また、ロボットとは、情報を感知、判断し、動作するという3つの要素技術を有する知能化した機械システムのことです。このうちロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと言います。ICTやロボット技術を介護施設に導入することで、安全性の向上及び職員の負担軽減につなげます。

### 〈拡充〉介護ロボット等の導入

介護施設の利用者の安全性確保、利便性や満足度の向上、介護職員の負担軽減や離職防止を目的とし、ICT機器や介護ロボット、システムの導入を推進します。導入にあたっては、国や東京都の補助金を活用した補助も含めた検討を行います。また、導入後には介護ロボット等の効果を測定するためにヒアリングを実施し、他施設での導入を引き続き検討します。

年次計画		
見守り支援システム・介護記録システムの導入		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
拡充 【かなみの杜・渋谷】	拡充・検討	拡充・検討

担当部署：福祉部高齢者福祉課福祉計画係

## (3) 介護事業者における人材確保と育成の支援

区内の介護サービス提供者の質の向上の観点から、人材育成支援策を継続していきます。介護保険サービス提供事業者においては、介護人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。渋谷区では、各事業者の現状把握を行うとともに、事業者が行う人材確保・育成に向けた取組を支援していきます。

### 〈新規〉介護職員実務者研修受講料補助事業

介護職員実務者研修を修了し、区内介護事業所に一定期間以上従事している人に、受講料を補助します。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
20人	20人	20人

担当部署：福祉部高齢者福祉課サービス事業係

### 〈拡充〉介護に関する入門的研修及び就職相談会

介護未経験者向けに、介護に関する21時間の入門的研修及び就職相談会を実施し、研修後の就労支援を行います。

年次計画		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年1回	年2回	年2回

担当部署：福祉部介護保険課介護相談係

## (4) 感染症発生時や災害時の取組

新型コロナウイルス感染症やあらゆる感染症の流行を踏まえ、特に重症化のリスクが高い高齢者に対し、最大限の感染症対策を講じながら必要なサービス提供をします。

また、地震や台風、豪雨等の際に高齢者が安全に避難できるよう、介護事業所と連携しながら災害時に備えます。

### 〈新規〉高齢者福祉施設における感染症対策

高齢者福祉施設と情報共有を図り、新型コロナウイルス等の感染症予防に連携して取り組みます。感染による重症化リスクが高い高齢者に対し、検温、手指消毒、マスク・フェイスシールドの着用、オンライン面会の実施等の対策を徹底します。

担当部署：福祉部高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設

### 〈拡充〉避難所運営基本マニュアルの作成

要配慮者への配慮やコロナ対策、風水害対策を盛り込んだ基本マニュアルを区が作成・配布し、地域の防災力強化を図ります。

担当部署：危機管理対策部防災課災害対策推進係

### 〈拡充〉地域連携による災害時支援の仕組みづくり

二次避難所整備の一環として、災害時に要配慮者への総合的な支援体制の構築を図るため、区内の専門職団体や事業者と災害時の支援協力に関する協定を締結し、相互連携のネットワーク化を進めます。

担当部署：危機管理対策部防災課災害対策推進係

### 〈拡充〉介護サービス事業所の防災計画等の整備

- ・介護事業所において災害に関する具体的な自主防災計画策定を支援し、災害種別ごとの避難に要する時間や避難経路等の確認などの取組を促します。
- ・感染症対策の備えが講じられているか定期的に確認するとともに、感染症に対する研修等を充実させます。
- ・災害発生後もしくは感染症発生後に、業務を速やかに立て直し継続していくための業務継続計画（BCP）策定の支援と区との連絡体制の構築をします。

年次計画		
自主防災計画及び業務継続計画を作成している事業所の割合		
令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
60%	80%	100%

担当部署：福祉部介護保険課介護相談係

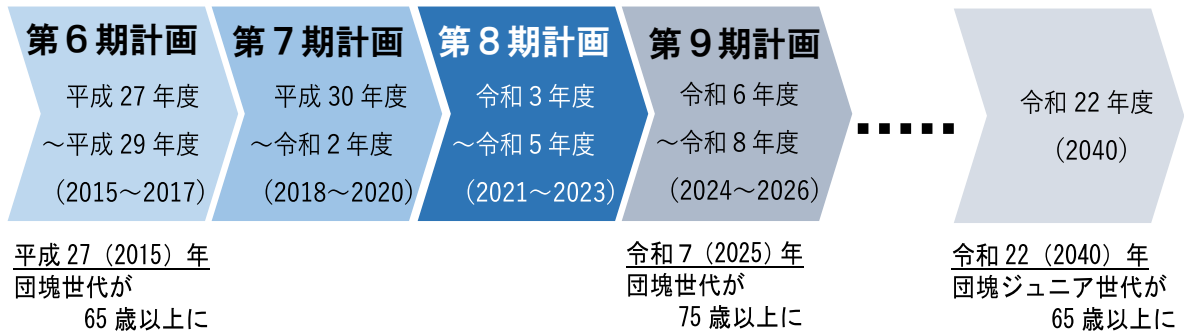
# 施策の柱 5 介護保険事業の安定した運営

## (1) 介護サービスの見込みと保険料の設定

### ●介護給付サービスの見込み

第8期計画期間にあたる令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の介護給付サービス見込みについては、2025年・2040年を見据えた高齢者人口、75歳以上及び85歳以上の割合の推移から導かれる介護需要等を踏まえて定めていきます。また、新型コロナウイルス感染症の発生は、令和2(2020)年度において利用者数の減少等一部サービスに大きな影響を与えており、計画を策定するにあたっては、これらの影響を考慮し、今後の動向を見極めた上でサービスの見込みを推計します。

### ◆2025年・2040年を見据えた介護保険事業計画の策定

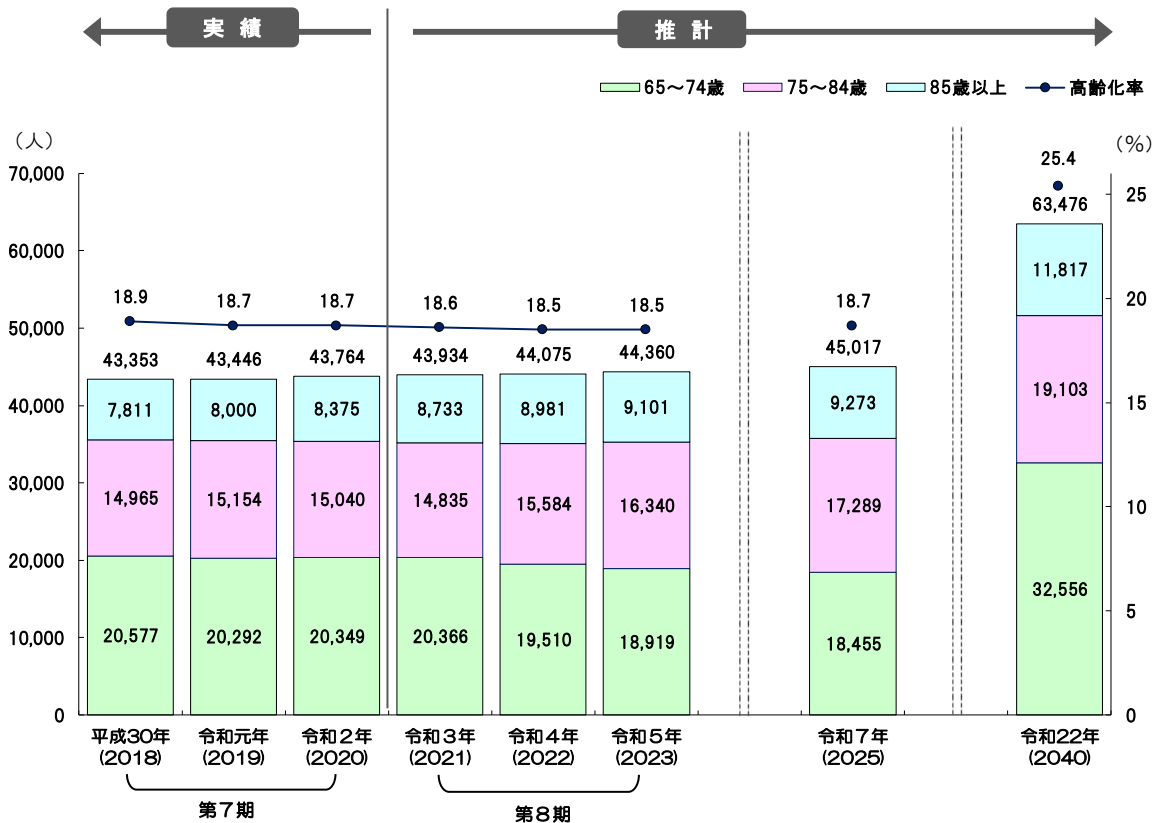


### ●被保険者数の見込み

渋谷区の総人口は増加傾向にあり、高齢者人口も年々増加すると見込んでいます。

第8期計画期間の被保険者数の推計にあたっては、第7期計画期間の実績をもとに、将来推計を行いました。

### ◆被保険者数の実績と見込み



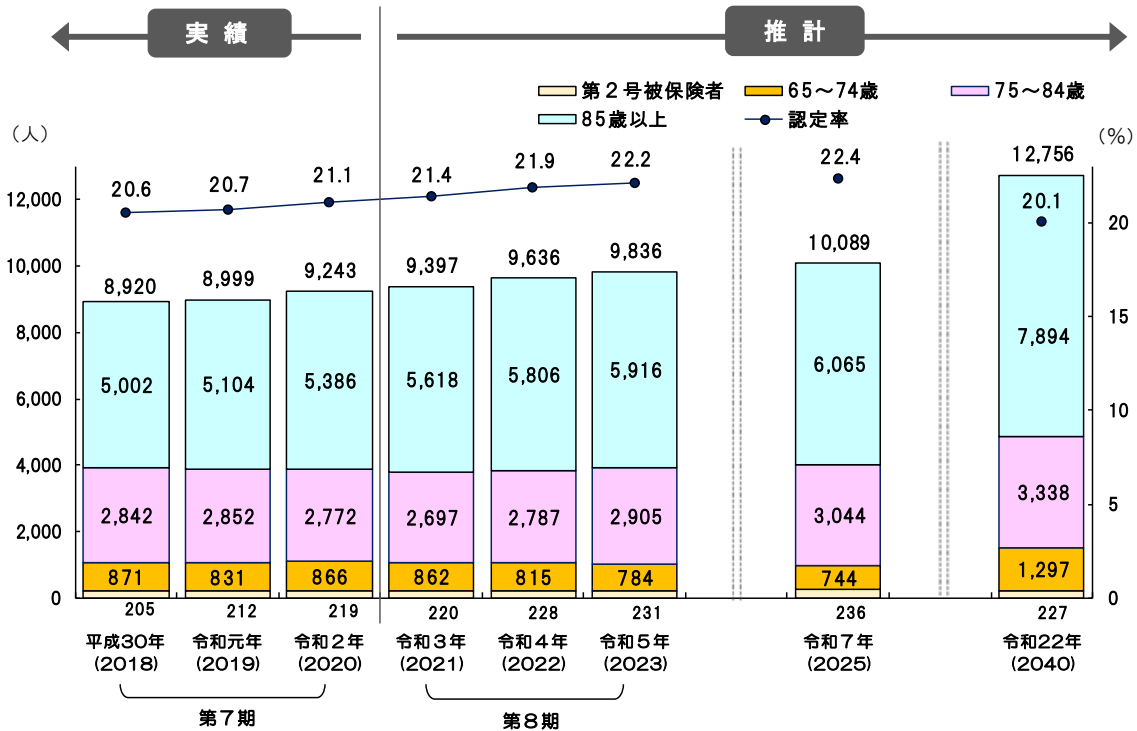


## ●要介護（要支援）認定者数の見込み

要介護(要支援)認定者数は、第7期においても増加傾向にあり、令和3(2021)年～令和5(2023)年にかけても引き続き増加が見込まれています。

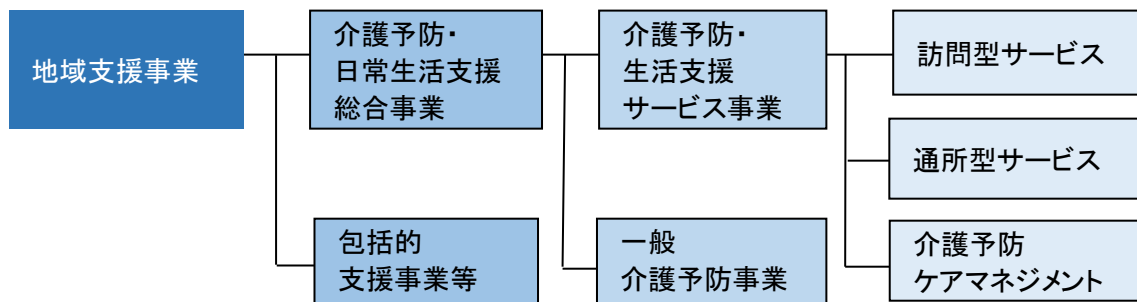
要介護(要支援)認定者数の推計にあたっては、各年度の被保険者数の推計をもとに、認定率の推移等を勘案して推計しています。

### ◆年齢別認定者数の実績と見込み



## ●地域支援事業の見込み

第8期における地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」から構成されています。



### ◆地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	実績			見込み		
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)〔見込み〕	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	560,901	550,034	498,287	595,669	607,575	619,991
包括的支援事業等	292,691	330,377	335,687	340,682	340,682	355,444
地域支援事業費合計	853,593	880,411	833,974	936,351	948,257	975,435

※表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

※地域支援事業費には、保険給付費の実績額や高齢者人口の伸び等に応じた上限額がある

## ●保険給付費の実績と見込み

保険給付費は、介護(予防)給付費(各サービスの利用に対する保険給付及びその他の給付)と地域支援事業費の合計です。介護(予防)給付費の見込み額は、サービス利用量の見込みと介護報酬により算出します。

### ◆保険給付費の実績

(単位：千円)

年 度	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	合計
介護サービス費(A)	11,639,544	11,868,199	12,153,115	35,660,858
居宅サービス費	介護給付	6,745,203	7,062,873	20,643,690
	予防給付	636,851	651,313	1,940,689
施設サービス費	介護給付	3,384,095	3,491,881	10,318,811
地域密着型 サービス費	介護給付	870,813	946,371	2,749,990
	予防給付	2,583	677	7,679
特定入所者介護サービス費(B)	249,966	243,935	233,834	727,735
その他の給付費(C)	459,657	611,374	641,202	1,712,233
保険給付費合計(A + B + C)	12,349,167	12,723,508	13,028,151	38,100,826

### ◆保険給付費の見込み

(単位：千円)

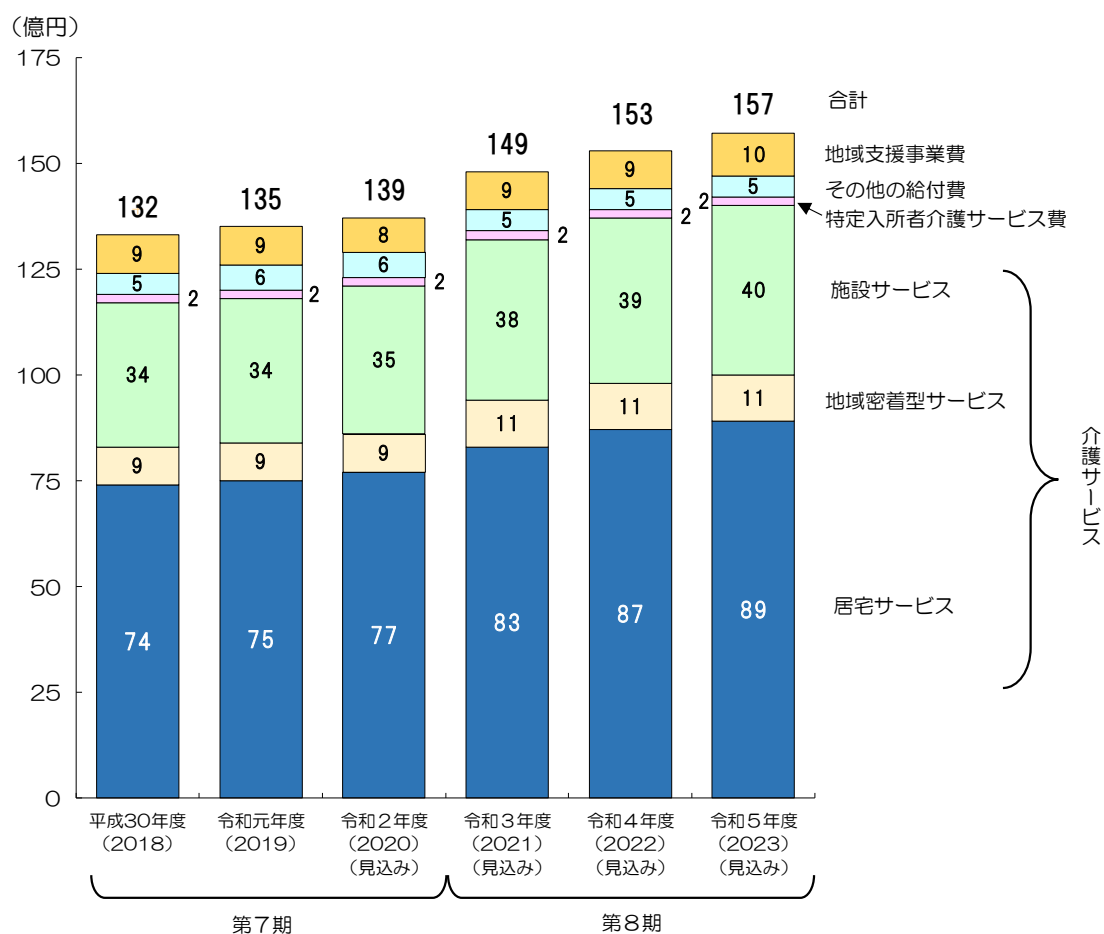
年 度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
介護サービス費(A)	13,277,080	13,682,778	14,064,432	41,024,290
居宅サービス費	介護給付	7,652,443	8,210,485	23,812,565
	予防給付	689,375	737,432	2,142,384
施設サービス費	介護給付	3,845,424	3,997,682	11,755,608
地域密着型 サービス費	介護給付	1,088,435	1,117,429	3,309,522
	予防給付	1,403	1,404	4,211
特定入所者介護サービス費(B)	225,004	211,070	215,452	651,526
その他の給付費(C)	456,545	454,512	463,945	1,375,002
保険給付費合計(A + B + C)	13,958,629	14,348,360	14,743,829	43,050,818

※居宅サービス費は、居宅介護支援費・介護予防支援費、特定福祉用具販売費・特定介護予防福祉用具販売費、住宅改修費・介護予防住宅改修費を含む

※その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を指す

※表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

◆サービス別保険給付費と地域支援事業費の推移（見込み）



- ・「居宅サービス」は、居宅への訪問や事業所への通所、短期入所等によって提供されるサービスです。
- ・「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域での生活を継続できるように区が指定したサービスです。
- ・「施設サービス」は、居宅での介護が困難になった場合に、介護保険施設へ入所して提供される介護や看護、療養等のサービスです。
- ・「特定入所者介護サービス費」は、施設入所等の際に利用者が支払う費用のうち、自己負担が困難な低所得者に対して食費及び居住費の一部を給付する制度にかかる費用です。
- ・「その他の給付費」は、サービス利用によって発生する高額介護(予防)サービス等の給付費です。
- ・「地域支援事業費」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の費用の合計です。

※数値は億単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

## ●第1号被保険者の介護保険料

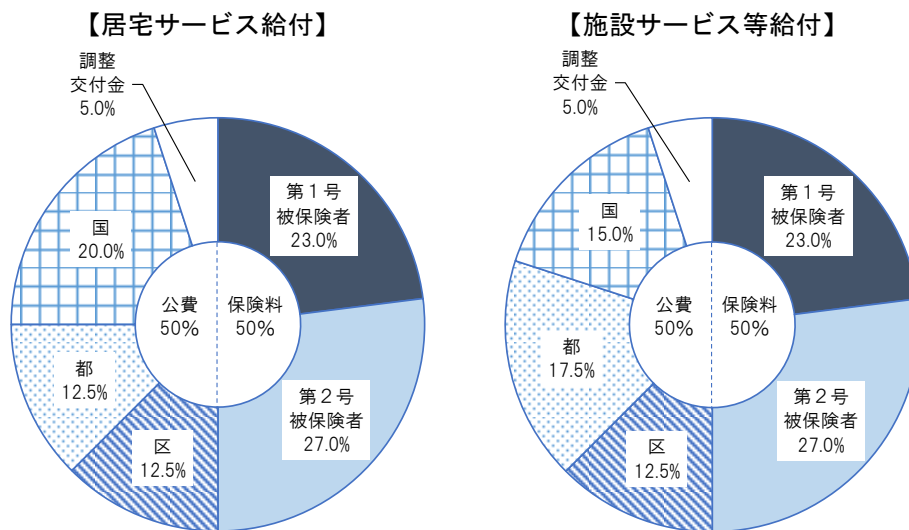
第1号被保険者の介護保険料は、期間中の被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の推計値と、介護サービス量の見込みから算出した介護給付費、地域支援事業費等から算定します。

第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料については、区の介護給付費準備基金を活用し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行います。

### ①保険給付費等の負担割合

介護保険の財源は、利用者負担分を除いた保険給付費と地域支援事業費を、国、都、区が負担する公費負担(税金)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担とでまかっています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%です。

#### ◆保険給付費の負担割合



※施設サービス等給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設にかかる給付費であり、居宅サービス給付費は施設等給付費以外の給付費である

※調整交付金は、全国ベースの給付費の5%相当分を保険者間の後期高齢者(75歳以上)の割合の相違、第1号被保険者の所得水準の相違等による格差を調整するため、国から交付されるものであり、渋谷区においては第8期介護保険事業計画期間の調整交付金の割合を3年間平均で約3.7%と見込んでいる

### ②第8期介護保険事業計画における介護保険料算出の考え方

第8期介護保険事業計画期間は、被保険者数や要介護(要支援)認定者数の増によるサービス利用量の増加が見込まれます。

介護保険料は3年間の介護保険事業計画期間の収支状況を勘案して設定されていますが、介護保険事業運営の安定のため、介護給付費準備基金を設置しています。

介護給付費準備基金の活用については、将来的に介護保険料が急激に上昇することがないように長期的な視点によって計画的に運用していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症等社会情勢の変化も踏まえ、第8期介護保険事業計画期間では、積立金を5億5,000万円取り崩し、介護保険料の上昇を抑えています。

また、低所得段階に対する一層の負担軽減と、上位段階との差が大きい段階の調整を図るため、所得段階の第1段階、第2段階、第6段階及び第8段階について負担割合を引き下げます。

③第8期介護保険事業計画における介護保険料基準額

介護給付費準備基金等の活用により、第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額は、年額で71,520円(1月あたり5,960円)となります。

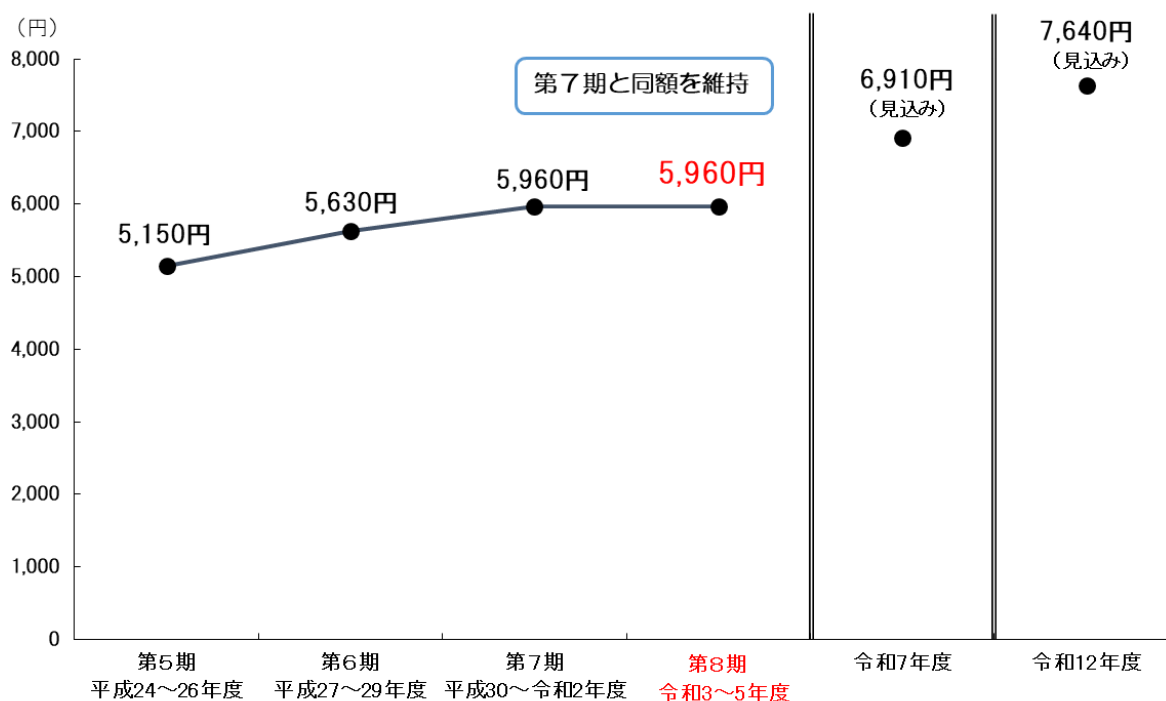
◆第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額

**介護保険料基準額(年額)**  
**71,520円(1月あたり5,960円)**

$$\text{保険料基準額(年額)} = \frac{\text{保険給付費の第1号被保険者負担分(約23\%)} + \text{地域支援事業費の第1号被保険者負担分(約23\%)}}{\text{渋谷区の第1号被保険者数(3年間総数)}}$$

※第1号被保険者の保険料基準額は、第8期介護保険事業計画期間の報酬改定調整後保険給付費及び地域支援事業費の見込み額から、第1号被保険者の負担分を算出し、収納率、介護給付費準備基金の取り崩し額等を勘案し、第1号被保険者数で割った額である

◆第5期からの介護保険料月額推移と見込み



◆第8期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

**保険料基準額(年額)：71,520円(1月あたり5,960円)**

所得基準		負担割合	年間保険料	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.25 (基準額×0.45)	17,900円 (32,200円)	
	世帯全員が 住民税非課税			
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.26 (基準額×0.51)	18,700円 (36,500円)	
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)	
第4段階	本人は住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	基準額×0.70	50,100円	
第5段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×0.80	57,200円	
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額が125万円未満	基準額×1.01	72,200円
第7段階		合計所得金額が125万円以上250万円未満	基準額×1.20	85,800円
第8段階		合計所得金額が250万円以上375万円未満	基準額×1.45	103,700円
第9段階		合計所得金額が375万円以上500万円未満	基準額×1.70	121,600円
第10段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	基準額×1.95	139,500円
第11段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額×2.10	150,200円
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.50	178,800円
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	基準額×2.80	200,300円
第14段階		合計所得金額が2,500万円以上5,000万円未満	基準額×3.30	236,000円
第15段階		合計所得金額が5,000万円以上1億円未満	基準額×4.00	286,100円
第16段階	合計所得金額が1億円以上	基準額×6.00	429,100円	

※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切上げで端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの( )内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

※第6段階以上の合計所得金額は、給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

## (2) 事業の円滑な運営のための取組

### ●苦情対応・相談体制の充実

福祉サービス利用者全体を対象として申し立てられた苦情については、「渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会」が調査・審議しています。介護保険課では、介護保険相談員を配置し、利用者からの苦情や相談に速やかに対応できる体制をとっています。

また、地域包括支援センター機能のより一層の充実に努め、関係機関や団体等との連携を強化し、苦情・相談に対して、きめ細かく、迅速に対応していくとともに、その内容をサービス提供者にフィードバックさせ、サービスの質の向上に向けた取組につなげていきます。

### ●情報提供の充実

説明会の開催、区ホームページへの掲載及び各種印刷物等の作成による介護保険制度の周知徹底を継続するとともに、関係機関が公表している介護サービス情報の活用案内など情報提供の充実に図り、適正な制度利用や運営を図っていきます。

また、若年層に対して、介護保険制度や介護職等について、理解を深めてもらえるような周知を行います。

### ●介護保険に係る負担の軽減

低所得者の介護保険料については、国が示す標準負担割合を超えない設定とするとともに、区独自の保険料減額制度を引き続き実施します。また、利用者負担については、国や東京都の助成制度のほか、区独自の制度を引き続き実施します。

### ●事業者への支援

第三者評価の普及や定着を図り、介護サービス事業者の質を向上させサービスの内容を利用者に見えるものにします。

また、介護現場における事故の再発を防止するためには、事業所内で事故原因を究明し、検討を行い、現場の介護職員等との共有が必要であり、介護職員一人ひとりが事故の予防を意識し、再発の防止を目指すことで、利用者の安全の確保及び介護サービスの質の向上が期待されます。

近年、介護現場では、利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント等が問題となっています。介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えるために、介護事業所に対して対策マニュアルの周知や研修を実施するとともに、利用者や家族に対しては、介護保険サービスを適切に正しく利用してもらうための意識啓発を行います。

#### 〈新規〉介護事業所管理者向けハラスメント防止に向けた研修等実施

国が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を周知するとともに、介護事業所が取り組むハラスメント防止対策について、研修等を実施します。

#### 〈新規〉介護サービスの利用者や家族に対する周知

利用者や家族に対し、介護保険サービスの適切な利用に関して理解を深めてもらうため冊子等を作成し周知を図ります。

## ●介護給付等の適正化への取組

介護サービスを必要とする人を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促すことで、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を図ることで、持続可能な介護保険制度へとつなげます。

団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年や団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、必要な給付を適正に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

また、保険者は、要介護認定の適正化(認定調査票の点検等)、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知からなる主要5事業のほか、地域の実情に応じた取組を、主体的かつ積極的に実施していくことが求められています。

## ●リハビリテーションサービス提供体制に関する取組

渋谷区では、要支援1・2の認定者がリハビリ系のサービスを多く利用している傾向にあります。要介護1以上の認定者を含め、高齢者が個々の状態や必要性に応じてリハビリテーションサービスを適切に活用しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。







---

しぶや いきいき あんしん プラン

第8期 渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画【概要版】  
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

発行 令和3(2021)年3月

渋谷区福祉部高齢者福祉課・介護保険課  
〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号  
電話番号 03-3463-1868・2137 (直通)

